

香川県後期高齢者医療広域連合監査委員処務規程

平成19年4月1日

監査委員規程第1号

改正 平成27年3月25日監査委員規定第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県後期高齢者医療広域連合監査委員条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第16号）第5条の規定に基づき、監査委員の監査及び事務局の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の分掌事務)

第2条 監査委員の監査は、あらかじめ監査の対象とする書類簿冊及び調書を提出させ、関係職員の出向を求め、なお必要があると認めるときは、実地について行うものとする。

第3条 監査は、おおむね次の事項につき行うものとする。

- (1) 法令及び例規の運用の状況
- (2) 業務の実施計画及び推進状況と予算経費状況との関係
- (3) 予算その他経理事務の執行の状況
- (4) 職員の配置及び事務分掌の状況
- (5) 内部の連絡及び関係機関との協調の状況
- (6) 財産の管理及び処分状況
- (7) 現金及び有価証券の管理状況
- (8) 金銭債権の消滅時効の状況
- (9) 契約履行の状況
- (10) 一般行政事務の執行の状況
- (11) その他必要と認める事項

(定期監査)

第4条 定期監査は、毎年4月から翌年2月までの間にこれを行う。

2 前項の監査を行うときは、期日前5日までに広域連合長に通知するものとする。

(請求又は要求による監査)

第5条 請求又は要求による監査は、正規の手続があったとき、その事項につきこれを行う。

(通知)

第6条 第3条第10号の監査を行うときは、広域連合長及び関係者に通知するものとする。

第7条 監査の必要上関係人に対し、出頭その他について要求するときは、文書をもって用件、日時及び場所を通知するものとする。

(現金出納の例月検査)

第8条 現金出納の例月検査は、毎月25日にこれを行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

(審査事項)

第9条 決算その他監査委員の審査に付された事項については、これを審査し、その意見を付さなければならない。

(指定金融機関等の監査)

第10条 香川県後期高齢者医療広域連合指定金融機関等の監査を行うときは、期日前3日までに広域連合長、会計管理者及び監査の対象となる香川県後期高齢者医療広域連合指定金融機関等に通知するものとする。

第11条 会計管理者が香川県後期高齢者医療広域連合指定金融機関等の検査をしたときは、その結果につき報告を求めるものとする。

(随時監査)

第12条 監査委員が必要があると認めて行う随時の監査については、この規程による手続によらないで監査することができる。

(監査結果報告)

第13条 監査の結果に関する報告は、提出し、又は送付し、かつ、公表するものとする。

(組織)

第14条 事務局に事務局長、書記を置き代表監査委員がこれを任免する。

2 職員の定数は、香川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第5号）の定めるところによる。

3 前項の職員のほか、必要あるときは嘱託を置くことができる。

第15条 事務局に事務局次長（以下「次長」という。）を置くことができる。

2 次長は、代表監査委員が書記の中から任免する。

（職員の職責）

第16条 事務局長は、監査委員の命を受け、職員を指揮監督して事務を処理する。

2 次長は、事務局長を補佐して事務を処理し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

第17条 書記は、上司の命を受け事務に従事しなければならない。

（事務局の分掌事務）

第18条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員に関すること。
- (2) 監査委員会議に関すること。
- (3) 監査等の計画に関すること。
- (4) 定期監査に関すること。
- (5) 随時監査に関すること。
- (6) 請求又は要求に基づく監査に関すること。
- (7) 出納検査に関すること。
- (8) 決算及び基金運用状況の審査に関すること。
- (9) 委員の報酬及び費用弁償等に関すること。
- (10) 職員の給与及び服務に関すること。
- (11) 経理に関すること。
- (12) 公印の保管に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、監査委員の事務に関すること。

（決裁及び専決事項）

第19条 事務の処理は、すべて事務局長を経て監査委員の決裁を得なければならない。ただし、次に掲げる事項については、事務局長が専決することができる。

- (1) 監査委員の既決事項に属する監査の通達及び書類の要求に関すること。
- (2) 照会、回答及び報告に関すること。
- (3) その他監査委員が指定する事項の処理に関すること。

(文書取扱)

第20条 文書の取扱い及び処理については、香川県後期高齢者医療広域連合文書規程（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合規程第2号）の例による。

(公示)

第21条 会議の結果、公表を要するものについては、香川県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の例による。

(公印)

第22条 公印の名称、書体、形状、寸法及びひな型は、別表のとおりとする。

(服務等)

第23条 職員の勤務時間、休暇及び服務等に関しては、特に定めるもののほか、香川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の例による。

(執務)

第24条 この規程に定めるもののほか、執務については、広域連合の例による。

(委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日監査委員規定第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第22条関係）

公印の名称	書体	形状	寸法	ひな型
香川県後期高齢者医療 広域連合監査委員之印	れい書体	正方形	24mm	香川県後期高齢 者医療広域連合 監査委員 之印
香川県後期高齢者医療 広域連合代表監査委員 之印	れい書体	正方形	24mm	香川県後期高齢 者医療広域連合 代表監査委員 之印
香川県後期高齢者医療 広域連合監査委員事務局長 之印	れい書体	正方形	18mm	香川県後期高齢 者医療広域連合 監査委員事務局長 之印